

公益社団法人 新潟県栄養士会
役員費用の範囲及び運用に関する内規

(目的)

- 1 この規定は、「役員報酬等及び費用に関する規程」第8条第1項において、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用のうち、公益社団法人新潟県栄養士会（以下「本会」という。）が支払う費用の範囲及び運用について必要な事項を定める。

(費用の範囲及び運用)

- 2 役員が職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用のうち、役員報酬に含まれる職務の範囲及び、本会が支払う費用については別表1のとおりとする。

(内規の改廃)

- 3 この内規の改廃は、理事会の決議を経て行う。

別表1

職務内容	担当役員	役員報酬に含まれる職務	本会が支払う費用（1回当たり）
定例の決裁業務 （週1回程度）	会長	該当	・旅費実費
定例以外の事務局打合せ等	会長	該当	・旅費実費
三役会議	会長・副会長・専務理事	該当	・旅費実費 ・700円を上限に 駐車場代金補助
常任理事会	会長・副会長・専務理事・業務執行理事	/	・旅費実費 ・700円を上限に 駐車場代金補助
理事会 業務執行部会議 等	会長・副会長・専務理事・理事・監事・顧問	/	・旅費実費 ・4時間以上の会議は日当500円
関係団体に関連する職務 （会議・大会等の出席）	会長・副会長・専務理事	該当しない	・旅費実費 ・日当5,000円

注）ただし、事業経費及び関係団体から日当・旅費が支給されるものは除く。

附則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。